

療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う標準報酬月額
保険者算定の特例に係る申立書兼同意書

1. 申立事項

療養、育児又は介護と仕事を両立するための就労調整により、被保険者の標準報酬月額が2等級以上低下するため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて、以下の対象者の標準報酬月額を改定していただくよう申し立てます。

被保険者氏名		被保険者整理番号	
--------	--	----------	--

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。
また、就労調整の要因となる事由にもチェック☑してください。

☐ 以下のすべての項目に該当しています。

i 対象となる被保険者は、以下の事由により就労調整を行ったことにより、標準報酬月額が2等級以上低下し、かつその状態が予め3か月以上続くことが予め見込まれることを確認しています。
※ 届出月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。

<就労調整の要因となる事由> ☐療養 ☐育児 ☐介護

ii 対象となる被保険者本人から、以下の改定内容について、書面により同意を得ています。
<改定内容>
・ 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月から標準報酬月額が改定され、次に改定・決定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。（表中の事項は事業主が記載）

給与 支給月	報酬月額			改定年月 （給与支給月の 翌月）
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計（①+②）	
年 月	円	円	円	年 月

- 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合は、報酬増となった初月に月額変更届による届出を行うこととなること。
- 本特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

iii 対象となる被保険者が本特例の要件に該当することが確認できる書類を、届出日から2年間保管します。

iv 対象となる被保険者の就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合には、すみやかに届出を行います。

v 健康保険及び厚生年金保険双方で同様の特例改定の手続を行います。

2. 事業主申立

上記の内容は、当事業所において確認した事実に基づき、相違ないことを申し立てます。
令和 年 月 日

事業所整理番号
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

3. 被保険者同意欄

私は、上記の申立内容について説明を受け、内容を確認しました。
その上で、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって、標準報酬月額を改定することについて同意します。

令和 年 月 日 本人署名： _____